

兵庫県公報

平成24年7月27日 金曜日 第2409号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 救急病院の認定（医務課）	1
○ 土地改良区の定款の変更認可（農地整備課）	2
○ 土地改良区の解散認可（同）	2
○ 土地改良区清算人の就任の届出（同）	2
○ 保安林の指定予定（豊かな森づくり課）	3
○ 保安林の指定施業要件の変更（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	8
○ 保安林の指定施業要件の変更予定通知（同）	8
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	10
○ 同 上（同）	10
○ 同 上（同）	11
○ 建設業者に対する行政処分（県土整備部総務課）	11
○ 同 上（同）	11
○ 公共測量が終了した旨の通知（契約管理課）	12
○ 同 上（同）	12
○ 道路の区域の変更、供用開始等（道路保全課）	12
○ 都市計画法施行条例に基づく特別指定区域の指定（建築指導課）	13
公 告	
○ 大規模小売店舗の新設に関する届出（但馬県民局）	13
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	14
○ 同 上（同）	15
○ 同 上（同）	17
警察本部公告	
○ 入札公告	18

告 示

兵庫県告示第953号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により、次の医療機関を救急病院と認定した。

平成24年7月27日

兵庫県知事 井戸敏三

1 名 称 医療法人社団朋優会 三木山陽病院
 所 在 地 三木市志染町吉田1213—1
 認 定 年 月 日 平成24年 7月 1日
 認定の有効期限 平成27年 6月30日



兵庫県告示第954号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。
 平成24年 7月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	認可年月日
本郷土地改良区	平成24年 7月 9日
倉本土地改良区	同
栗柄土地改良区	同
桑原土地改良区	同
高坂土地改良区	同
遠方土地改良区	同



兵庫県告示第955号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第2項の規定により、次の土地改良区の解散を認可した。
 平成24年 7月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	認可年月日
伊勢土地改良区	平成24年 7月 6日



兵庫県告示第956号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、次の土地改良区の清算人の就任の届出があった。
 平成24年 7月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

伊勢土地改良区

氏 名	住 所
村 上 稔 享	姫路市林田町上伊勢973番地
原 田 和 幸	同 市林田町下伊勢483
宮 本 次 郎	同 市林田町上伊勢1067番地
矢 内 定 雄	同 市林田町大堤109番地
玉 越 勉	同 市林田町下伊勢303番地
大 亀 修 身	同 市林田町下伊勢663番地
玉 越 誠	同 市林田町下伊勢377番地 1
岩 佐 正 誠	同 市林田町上伊勢360番地 1
山 本 京 平	同 市林田町上伊勢1089番地
三 村 基 和	同 市林田町大堤50番地 1



兵庫県告示第957号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成24年 7月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
佐用郡佐用町豊福字白ノ谷116の1 (次の図に示す部分に限る。)、116の15、116の22
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字白ノ谷116の1・116の15 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林水産振興事務所及び佐用郡佐用町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第958号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成24年 7月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
美方郡香美町香住区隼人字ミノフ517の7、字不動谷670の4、670の8
- 2 保安林として指定された目的
水源の^{かん}涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第959号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成24年 7月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
美方郡香美町香住区守柄字コモ谷856、857、857の1、857の2
- 2 保安林として指定された目的
水源の^{かん}涵養
- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第960号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成24年 7月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 - 美方郡香美町香住区守柄字大空886の1、886の2、889から891まで
- 2 保安林として指定された目的
 - 水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第961号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成24年 7月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 - 美方郡香美町小代区秋岡字五葉谷1063、小代区新屋字四十まがり1609の1
- 2 保安林として指定された目的
 - 水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第962号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成24年 7月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
美方郡香美町小代区茅野字上へ虫カベ564
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第963号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成24年 7月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
美方郡香美町小代区佐坊字ホトケノヲ735の2、735の3
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第964号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成24年 7月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
美方郡香美町小代区新屋字熱田1554の37、1554の39、1554の40
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第965号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成24年 7月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

美方郡香美町小代区新屋字熱田1554の33、1554の35

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第966号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成24年 7月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

美方郡香美町小代区新屋字ナツラ1773の2

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第967号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成24年 7月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
美方郡香美町小代区新屋字ナツラ1773の 5、1773の20、1773の21、1773の32から1773の35まで
 - 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第968号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成24年 7月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
美方郡香美町小代区新屋字名ケ谷1207の 2
 - 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第969号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成24年 7月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
美方郡香美町小代区新屋字名ケ谷1207の 4
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第970号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成24年 7月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
美方郡香美町香住区隼人字蛇谷527の4、527の5
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第971号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。
平成24年 7月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
丹波市氷上町上新庄字西山1の1、1の2
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
宇西山1の1（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、丹波県民局丹波農林振興事務所及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第972号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次

のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年 7月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

丹波市氷上町三原字向山1の2、1の4、1の5、1の7、1の12、1の13、1の16、1の25から1の28まで、1の31から1の36まで、1の39、1の40、1の44、1の3・1の11・1の41（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、丹波県民局丹波農林振興事務所及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第973号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年 7月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

丹波市青垣町大名草字芦谷2053の2（次の図に示す部分に限る。）、2053の3から2053の8まで、2053の36、2053の37

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、丹波県民局丹波農林振興事務所及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第974号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年 7月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

丹波市青垣町大名草字アケ2052の1から2052の3まで、2052の5、2052の6、2052の10から2052の12まで

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、丹波県民局丹波農林振興事務所及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第975号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年 7月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

丹波市青垣町大名字草字ゼナガ2061の3、字ツバラ2084の1、2084の2、字湯船2106の1から2106の4まで

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、丹波県民局丹波農林振興事務所及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第976号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年 7月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

丹波市氷上町三原字向山1の3・1の8・1の11（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、丹波県民局丹波農林振興事務所及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第977号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年 7月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
丹波市氷上町三原字向山1の3（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、丹波県民局丹波農林振興事務所及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第978号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年 7月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 処分をした年月日
平成24年 7月12日
- 2 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

商 号 又 は 名 称	有限会社 河田組
主たる営業所の所在地	神戸市中央区上筒井通1丁目1番2号
代 表 者 の 氏 名	河 田 岩 里
許 可 番 号	兵庫県知事許可（般-21）第109567号
- 3 処分の内容
建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止
 - (1) 停止を命ずる営業の範囲
建設業に係る営業の全部
 - (2) 期間
平成24年 7月29日から同月31日までの3日間
- 4 処分の原因となった事実
有限会社河田組及び同社代表取締役は、平成24年 1月20日神戸簡易裁判所において廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）違反によりそれぞれ罰金50万円の判決を受け、代表取締役につき同年 2月 8日に、法人につき同月 9日に刑が確定した。
このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当する。



兵庫県告示第979号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定

に基づき、次のとおり公告する。

平成24年 7月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 処分をした年月日
平成24年 7月12日
- 2 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
商 号 又 は 名 称 豊解体土木
主たる営業所の所在地 神戸市長田区西尻池5丁目3番16号
代 表 者 の 氏 名 豊 山 浩 司
許 可 番 号 兵庫県知事許可（般-23）第114778号
- 3 処分の内容
建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止
 - (1) 停止を命ずる営業の範囲
建設業に係る営業の全部
 - (2) 期間
平成24年 7月29日から同月31日までの3日間
- 4 処分の原因となった事実
豊解体土木の代表者は、平成24年 1月16日神戸簡易裁判所において廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)違反により罰金100万円の判決を受け、同年 2月 3日に刑が確定した。
このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当する。



兵庫県告示第980号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、独立行政法人都市再生機構西日本支社長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成24年 7月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間
平成24年 4月 4日から同年 7月 6日まで
- 3 作業地域
西宮市枝川町地域



兵庫県告示第981号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成24年 7月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点計画図作成）
- 2 作業期間
平成24年 5月 7日から同年 6月29日まで
- 3 作業地域
尼崎市昭和通 7丁目ほか



兵庫県告示第982号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成24年 7月27日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成24年 7月27日から 2週間、淡路県民局洲本土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成24年 7月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 洲 本 五 色 線	洲本市中川原町三木田字奥ヶ谷685番 1 か ら	旧	9.0から 81.0まで	168.0	一部 予定地
	同 市中川原町市原字白地855番 1 まで	新	9.0から 51.0まで	126.0	



兵庫県告示第983号

都市計画法施行条例（平成14年兵庫県条例第25号）第 8 条第 3 項の規定により、次のとおり特別指定区域を指定したので、同条第 5 項において準用する同条例第 5 条第 8 項の規定により、告示する。

平成24年 7月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	特別指定区域	予定建築物等の用途	指定年月日
高菌地区	加古郡稲美町蛸草字北條、高菌及び下條の各一部	別図のとおり	平成24年 7月27日
高菌地区	加古郡稲美町蛸草字北條及び高菌の各一部	同 上	同
高菌地区	加古郡稲美町蛸草字北條、高菌及び下條の各一部	同 上	同
高菌地区	加古郡稲美町蛸草字北條の一部及び野寺字下南岡の一部	同 上	同

(別図は省略し、その関係図書を兵庫県庁及び稲美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第 8 条第 2 項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成24年 7月27日

但馬県民局長 石 井 孝 一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 (仮称) ミドリ豊岡店
所在地 豊岡市宮島町字島ヶ坪300—1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 オリックス株式会社
代表者の氏名 井 上 亮
住所 東京都港区浜松町二丁目 4 番 1 号

- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
 名称 株式会社エディオン
 代表者の氏名 久 保 允 誉
 住所 広島市中区紙屋町2丁目1番18号
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
 平成25年3月1日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 2,338平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数
 100台
 - (2) 駐輪場の収容台数
 67台
 - (3) 荷さばき施設の面積
 42平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量
 18.57立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社エディオン	午前9時	午後9時45分

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 午前8時30分から午後10時まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数
 出入口1箇所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 午前7時から午後9時まで
- 8 届出年月日
 平成24年6月21日
- 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第1課
 - (2) 縦覧期間
 平成24年7月27日から4月間
- 10 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
 平成24年11月27日
 - (2) 提出先
 但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第1課
 〒668-0025 豊岡市幸町7-11



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項及び第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成24年 7月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名称 イオンモール伊丹
 - 所在地 伊丹市藤ノ木一丁目1番1号
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - 名称 三菱UFJ信託銀行株式会社
 - 代表者の氏名 岡 内 欣 也
 - 住所 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
- 3 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前

名称	代表者の氏名	住所
イオン株式会社	岡 田 元 也	千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1
株式会社シーズ・プランニング	関 好 邦	東京都渋谷区千駄ヶ谷3-41-14
株式会社メルローズ	大 楠 祐 二	東京都目黒区青葉台2-18-1
 - イ 変更後

名称	代表者の氏名	住所
イオンリテール株式会社	村 井 正 平	千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1
株式会社ユニクロ	柳 井 正	山口市佐山717番地1
株式会社イング	向 井 孝 司	神戸市中央区港島南町4-6-2
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - ア 変更前

午前9時から翌午前0時まで
 - イ 変更後

午前7時から翌午前0時まで
- 4 変更年月日
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成24年3月17日ほか
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

平成24年6月29日
- 5 届出年月日

平成24年6月27日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課
 - (2) 縦覧期間

平成24年7月27日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限

平成24年11月27日
 - (2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項及び第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成24年 7月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アスパ高砂ショッピングセンター

所在地 高砂市緑丘二丁目1番40号

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	代表者の氏名	住所
高砂商業振興株式会社	渡 邊 健 一	高砂市緑丘二丁目1番40号
高砂北部開発株式会社	師 井 昭 造	高砂市緑丘二丁目1番40号

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	代表者の氏名	住所
高砂商業振興株式会社	渡 邊 健 一	高砂市緑丘二丁目1番40号
高砂北部開発株式会社	伊 塚 義 廣	高砂市緑丘二丁目1番40号

イ 変更後

名称	代表者の氏名	住所
高砂商業振興株式会社	渡 邊 健 一	高砂市緑丘二丁目1番40号
高砂北部開発株式会社	師 井 昭 造	高砂市緑丘二丁目1番40号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	代表者の氏名	住所
イオンリテール株式会社	村 井 正 平	千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
株式会社ハニーズ	江 尻 義 久	福島県いわき市鹿島町足熊字七本松27-1
株式会社パレモ	中 本 敏 幸	名古屋市中村区名駅3-25-8

外39者

イ 変更後

名称	代表者の氏名	住所
イオンリテール株式会社	村 井 正 平	千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
株式会社三杉屋	杉 本 光 晴	神戸市東灘区深江浜町164番地
株式会社ビスケッツ	安 部 啓 祐	神戸市垂水区千鳥が丘三丁目18番11号

外34者

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

ア 変更前

午前9時から午後10時まで

イ 変更後

午前7時から午後10時まで

(3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ア 変更前

午前8時30分から午後10時30分まで

イ 変更後

午前6時30分から午後10時30分まで

4 変更年月日

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成24年5月15日

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成24年5月20日ほか

- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
平成24年 7月 6日
- (4) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
平成24年 7月 6日
- 5 届出年月日
平成24年 7月 2日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課
 - (2) 縦覧期間
平成24年 7月27日から 4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
平成24年11月27日
 - (2) 提出先
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5丁目10番 1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項及び第 2 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第 8 条第 2 項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成24年 7月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 イオン南淡路ショッピングセンター
所在地 南あわじ市賀集八幡北字東内378番地 1
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 イオンリテール株式会社
代表者の氏名 村 井 正 平
住所 千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1
- 3 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称
 - ア 変更前
ジャスコ南淡路ショッピングセンター
 - イ 変更後
イオン南淡路ショッピングセンター
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前

名称	代表者の氏名	住所
イオン株式会社	岡 田 元 也	千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1
ジャスコ株式会社	小 松 治 夫	千葉市美浜区中瀬二丁目 6 番地
株式会社関西ワッツ	平 岡 史 生	大阪府守口市土居間 6 番17号
外 8 者		
 - イ 変更後

名称	代表者の氏名	住所
イオンリテール株式会社	村 井 正 平	千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1

株式会社キタムラ	北 村 正 志	高知市本町四丁目 1 番 6 号
株式会社クロノス	吉 川 智 三	東京都港区六本木七丁目15番 7 号
外 6 者		

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

ア 変更前

午前 9 時から午後 11 時まで

イ 変更後

午前 7 時から午後 11 時まで

(3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ア 変更前

午前 8 時 45 分から午後 11 時 15 分まで

イ 変更後

午前 6 時 45 分から午後 11 時 15 分まで

4 変更年月日

(1) 大規模小売店舗の名称

平成 23 年 3 月 1 日

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成 21 年 10 月 20 日ほか

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

平成 24 年 6 月 29 日

(4) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

平成 24 年 6 月 29 日

5 届出年月日

平成 24 年 6 月 28 日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成 24 年 7 月 27 日から 4 月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成 24 年 11 月 27 日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5 丁目 10 番 1 号

警 察 本 部 公 告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成 24 年 7 月 27 日

契約担当者

兵庫県警察本部長 倉 田 潤

1 調達内容

(1) 調達内容

尼崎・姫路交通管制センター上位装置賃貸借 一式

(2) 契約期間

平成 25 年 3 月 1 日 (金) から平成 30 年 2 月 28 日 (火) まで

(3) 履行場所及び仕様

入札説明書による。

(4) 入札方法

上記(1)の調達について単価により入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書(以下「申込書」という。)の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例第35号)第2条第1号に規定する暴力団、第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則(平成23年兵庫県公安委員会規則第2号)第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

3 申込書・入札書の提出等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号
兵庫県警察本部総務部会計課用度係 担当 白石
電話 (078) 341-7441 内線2252
- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間
平成24年7月27日(金)から同年8月10日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)
午前10時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
- (3) 入札・開札の日時及び場所
平成24年9月4日(火)午前11時30分 兵庫県警察本部4階 入札室
- (4) 入札書の提出期限
上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、平成24年9月3日(月)午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
契約希望金額(消費税及び地方消費税相当額を加算した金額)の100分の5以上の額の入札保証金を平成24年9月3日(月)正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。
- (3) 契約保証金
免除
- (4) 入札者に求められる義務
ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した業務が履行できることを証明する書類を平成24年8月10日(金)までに提出すること。
イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
- (5) 入札に関する条件
ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。
イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日(平

成24年9月11日(火)までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、前記1(1)の件名の総額の金額(消費税及び地方消費税相当額を除く。)を記載すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

サ この入札は、入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となることにより、効力を生じる。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Jun Kurata, Director of Hyogo Prefectural Police H. Q.

(2) Nature and quantity of the products to be purchased:

Amagasaki.Himeji Traffic Control Center Upper System

(3) Term of a contact:

From March 1, 2013 through February 28, 2018

(4) Delivery place:

As in the tender explanation

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

17:00 August 10, 2012

(6) Deadline for tender:

17:00 September 3, 2012 by mail

11:30 September 4, 2012 by direct delivery

(7) Person to contact concerning the notice:

Mr. Shiraiishi, Facilities Section, Accounting Division, Hyogo Prefectural Police H. Q.

5-4-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8510

TEL (078)341-7441 Ext. 2252